

文教委員会資料

請願第 46 号 学校給食費の無料化を求める請願

資料 請願第 46 号「学校給食費の無料化を求める請願」

令和5年3月13日
教育委員会事務局

請願第 46 号「学校給食費の無料化を求める請願(資料)」

1 学校給食費について

(1) 法律等の規定

学校給食費については、学校給食法等において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担として、設置者が負担する経費以外の学校給食に要する経費を保護者の負担とすると規定されている。

○学校給食法

(経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

○学校給食法施行令

(設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費)

第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

(2) 条例等の規定

本市における学校給食費の経費負担については、川崎市学校給食費の管理に関する条例等により、学校給食法に規定する経費のうち、食材料費を保護者等が負担する経費として定めている。

○川崎市学校給食費の管理に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食に要する経費のうち規則で定めるものをいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）をいう。

○川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則

(保護者等が負担する経費)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定めるものは、食材料費とする。

2 市立学校（小学校・中学校・特別支援学校）の給食費（令和4年度）

●小学校 114校 74,218人（令和4年5月1日現在）

給食内容 全て完全給食

給食回数 最大187回

給食費 小学校 月額4,600円（1食当たり270円）

●中学校 52校 30,016人（令和4年5月1日現在）

給食内容 全て完全給食

給食回数 1・2年生最大165回、3年生最大155回

給食費 1・2年生 月額4,800円、3年生 月額4,600円（1食当たり320円）

●特別支援学校 4校（分校1校含む）617人（令和4年5月1日現在）

給食内容 全て完全給食

給食回数 最大183回

幼稚部 月額3,000円（1食当たり180円）

小学部 月額4,500円（1食当たり270円）

中学部・高等部 月額5,400円（1食当たり320円）

3 学校給食費に係る決算及び予算の状況

本市における学校給食費は、本市の学校給食に係る物資（食材料）を購入費の財源として収入を見込んでおり、令和3年度の決算では、小・中・特別支援学校の学校給食に係る物資購入費は、約53億9900万円であり、学校給食費としての歳入の額は、約54億5300万円となっている。

【歳出】

(単位：円)

		R3 決算	R4 当初予算 (A)	R4 補正予算 (B)	R4 予算 計 (A+B)	R5 予算
学校給食物資購入費		5,399,471,985	5,850,884,000	236,161,000	6,087,045,000	5,819,890,000
内訳	小学校	3,828,991,553	4,089,841,470	165,127,732	4,254,969,202	4,070,301,840
	中学校	1,520,955,174	1,703,058,240	68,682,965	1,771,741,205	1,692,361,600
	特別支援学校	49,525,258	57,983,550	2,349,354	60,332,904	57,225,930
	計	5,399,471,985	5,850,883,260	236,160,051	6,087,043,311	5,819,889,370

【歳入】

(単位：円)

		R3 決算	R4 当初予算 (A)	R4 補正予算 (B)	R4 予算 計 (A+B)	R5 予算
物品売払収入(学校給食物資購入費)		5,453,395,933	5,850,884,000	0	5,850,884,000	5,819,890,000
教育費国庫補助金		21,882,500	0	236,161,000	236,161,000	0
内訳	学校給食物資購入費 (返還分)	21,882,500	0	0	0	0
	学校給食物資購入費 (物価高騰分)	0	0	236,161,000	236,161,000	0

4 請願の要旨

小中学校の給食費を無料にしてください

5 請願の要旨に対する本市の考え方

学校給食に係る経費については、学校給食法等に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や人件費、光熱水費等は公費で負担し、食材料費のみを学校給食費として保護者の負担とすることを原則的な考え方としています。

なお、令和4年度におきまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰に伴う保護者の負担軽減を図っております。

また、経済的な理由で支払いが困難な御家庭には、生活保護制度や就学援助制度等を案内しているところですが、今後も適切に制度が活用されるよう、周知に努めてまいります。